

(1) 群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（縦書） 抄

改正（案）	現行
<p>(立地基準)</p> <p>第七条 設置者等は、次に掲げる条件に適合するよう廃棄物処理施設等の立地を計画しなければならない。</p> <p>一 最終処分場にあつては、周辺地域の生活環境の保全について特に配慮が必要であると認められる次に掲げる施設の敷地の境界からの距離が、一キロメートル以上あること。ただし、知事が別に定める市町村の区域内における計画であつて、別に定める要件に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二～八 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(立地基準)</p> <p>第七条 設置者等は、次に掲げる条件に適合するよう廃棄物処理施設等の立地を計画しなければならない。</p> <p>一 最終処分場にあつては、周辺地域の生活環境の保全について特に配慮が必要であると認められる次に掲げる施設の敷地の境界からの距離が、一キロメートル以上あること。 _____</p> <p>_____</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二～八 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(技術指導等)</p> <p>第十八条 知事は、必要と認めるときは、次に掲げる指示及び指導（以下「技術指導等」という。）を、協議者に対して行うものとする。</p> <p>一 生活環境の保全、廃棄物の減量若しくは再生利用又は汚染土壌の適正処理等に関する技術的見地からの指導</p> <p>二 施設計画の修正又は見直し等の指示</p> <p>三 当該計画に関し留意すべき事項の指導</p> <p>四 第七条第一項第一号ただし書の要件への適合を確認する必要がある場合は、その内容を記載した書類の提出の指示</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(技術指導等)</p> <p>第十八条 知事は、必要と認めるときは、次に掲げる指示及び指導（以下「技術指導等」という。）を、協議者に対して行うものとする。</p> <p>一 生活環境の保全、廃棄物の減量若しくは再生利用又は汚染土壌の適正処理等に関する技術的見地からの指導</p> <p>二 施設計画の修正又は見直し等の指示</p> <p>三 当該計画に関し留意すべき事項の指導 (新設)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(生活環境保全協定の締結等)</p> <p>第二十三条 知事は、合意書の写しが提出された場合、関係市町村長又は周辺地域住民等と生活環境の保全に関する協定（以下「生活環境保全協定」</p>	<p>(生活環境保全協定の締結等)</p> <p>第二十三条 知事は、合意書の写しが提出された場合、関係市町村長又は周辺地域住民等と生活環境の保全に関する協定（以下「生活環境保全協定」</p>

<p>という。)の締結を、協議者に対して指示するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 知事は、第二項に規定する期限までに第七条第一項第一号ただし書の要件への適合が確認できない場合、第三項に規定する期限までに確約書提出の報告が提出されない場合又は前項の求めによる賠償能力証明の提示ができない場合は、協議者に対して事前協議の打切りを通知するものとする。</p>	<p>という。)の締結を、協議者に対して指示するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 知事は、 _____ _____ 第三項に規定する期限までに確約書提出の報告が提出されない場合又は前項の求めによる賠償能力証明の提示ができない場合は、協議者に対して事前協議の打切りを通知するものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行前に改正前の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の規定により行われた手続は、改正後の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の相当規程により行われた手続とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>(新設)</p>

(2) 群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に係る廃棄物処理施設等の立地等に関する基準 抄

改正(案)	現行
<p>(最終処分場における距離制限の例外が適用される市町村)</p> <p>第1 規程第七条第一項第一号ただし書の知事が別に定める市町村は、同号本文の規定を適用しないことを文書で要請した市町村とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(最終処分場における距離制限の例外が適用される要件)</p> <p>第2 規程第七条第一項第一号ただし書の知事が別に定める要件に適合する場合は、次の各号を全て満たす場合とする。</p> <p>(1) 最終処分場の設置等の計画地が所在する市町村(以下「立地市町村」という。)の長が、災害廃棄物の受入施設等として、必要と認めるものであること。</p> <p>(2) 立地市町村の長又は周辺地域住民等と、生活環境保全協定を締結すること。</p> <p>(3) 生活環境に関する全ての項目について、関係法令で定める基準等より厳しい自主基準を適用するとともに、その監視体制を強化する計画であること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(特に静穏の配慮が必要な自然環境保全地域等)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>(特に静穏の配慮が必要な自然環境保全地域等)</p> <p>第1 (略)</p>
<p>(特に静穏の配慮が必要な施設等)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>(特に静穏の配慮が必要な施設等)</p> <p>第2 (略)</p>
<p>(適正な配慮が必要であると認められる施設等)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>(適正な配慮が必要であると認められる施設等)</p> <p>第3 (略)</p>
<p>(災害防止等のために保全を図る必要のある区域等)</p> <p>第6 (略)</p>	<p>(災害防止等のために保全を図る必要のある区域等)</p> <p>第4 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 この基準は、令和6年〇月〇日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(新設)</p>

2 この基準の施行の日において、渋川市は、第1に規定する規程第七条第一項第一号本文の規定を適用しないことを文書で要請した市町村とみなす。	
--	--

(3) 群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に係る知事に提出する事前協議書等に添付する書類及び図面 抄

改正 (案)	現行
<p>(事前協議書に添付する書類及び図面)</p> <p>第1 規程第十条第二項において、知事が別に定める書類及び図面については、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類及び図面(セメント製造施設にあっては処理業省令第三条第四号に規定する書類、最終処分場であって規程第七条第一項第一号ただし書の要件への適合を確認する必要がある場合にあってはその内容を記載した書類を含む。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 周辺地域の生活環境の保全に関する計画(最終処分場にあっては災害防止のための計画を含む。)を説明するための書類及び図面(最終処分場であって規程第七条第一項第一号ただし書の要件への適合を確認する必要がある場合にあってはその内容を記載した書類を含む。)</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 最終処分場の設置等の計画地が所在する市町村の長が、災害廃棄物の受入施設等として、当該最終処分場を必要と認めることを証する書類(規程第七条第一項第一号ただし書の要件への適合を確認する必要がある場合に限る。)</p> <p>(15) その他知事が必要と認める書類</p>	<p>(事前協議書に添付する書類及び図面)</p> <p>第1 規程第十条第二項において、知事が別に定める書類及び図面については、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類及び図面(セメント製造施設にあっては処理業省令第三条第四号に規定する書類 _____を含む。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 周辺地域の生活環境の保全に関する計画 _____を説明するための書類及び図面(最終処分場にあっては災害防止のための計画 _____を含む。)</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(14) その他知事が必要と認める書類</p>
<p>附 則</p> <p>令和6年〇月〇日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(新設)</p>